



平成 26 年 3 月 19 日
海 上 保 安 庁

平成 25 年の海洋汚染の現状について

海洋汚染確認件数は 455 件 [前年比 73 件 (19%) 増]

油による汚染は 257 件で前年より 13 件 (5%) 増加し、依然として全体の 56% を占める高い割合となっています。

そのうち、船舶を排出源とする汚染が 155 件と 60% を占め、原因別では、取扱不注意が 78 件 (42%)、海難が 34 件 (18%)、故意が 29 件 (16%) となっており、人為的要因による汚染が大半を占めているのが実態です。

廃棄物による汚染は 187 件で、前年より 71 件 (61%) 増加しました。

そのうち、88 件 (47%) は漁業関係者を原因とする不法投棄によるものであり、76 件 (41%) は一般市民を原因者とする不法投棄によるものでした。

送致した海上環境関係法令違反件数は 661 件 [前年比 99 件 (18%) 増]

依然として処理費用等の経費削減を目的とする不法投棄が跡を絶たず。

油については、漁船等からの故意によるビルジ排出が 29 件 (前年比 5 件減)、燃料移送中における貨物船等からの過失による排出が 72 件 (前年同数) であり、廃棄物については、船舶からの投棄が 54 件 (前年比 11 件増)、陸上からの投棄が 129 件 (前年比 12 件増) で、漁業関係者による漁業系残さや一般人による家庭ごみの不法投棄が多く、また、廃船の不法投棄が 134 件 (前年比 16 件増) となっており、これらの犯罪が依然として跡を絶たない状況です。

こうした海洋汚染や法令違反の現状を分析すると、その原因や汚染の態様には海域毎の傾向が見られます。

そのため、平成 26 年においては、地域の実情に応じた、より実効性のある対策を執ることとし、引き続き、関係機関や地域の皆様との連携を図りつつ、海洋環境保全に関する指導・啓発活動、法令違反取締り等の海洋環境保全対策を推進してまいります。

*具体的な内容については、「海洋汚染の現状 (平成 25 年 1 月~12 月)」をご参照下さい。



海洋汚染の現状

(平成 25 年 1 月 ~ 12 月)



海上保安庁

警備救難部 刑事課・環境防災課

目 次

はじめに	1
海洋汚染の発生確認状況	
1 物質別汚染確認件数の推移	1
2 海域別汚染確認件数	2
3 排出源別汚染確認件数	3
4 原因別汚染確認件数	3
5 外国船舶による海洋汚染等の状況	4
6 平成 25 年の汚染確認状況の特徴	5
監視・取締りの状況（送致件数）	
1 海上環境関係法令違反の送致件数及び推移	6
2 海防法違反の送致件数及び推移	7
3 廃掃法違反の送致件数及び推移	7
投棄船舶（廃船）の確認状況等	8
海洋汚染事例	9
海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況	10
まとめ	11
資料編	
資料 1 物質別汚染確認件数（過去 10 年分）	12
資料 2 海域別汚染確認件数（過去 5 年分）	13
資料 3 排出源別汚染確認件数（過去 5 年分）	14
資料 4 原因別汚染（排出源不明のものを除く）確認件数（過去 5 年分）	15
資料 5 外国船舶による海洋汚染等の状況（過去 5 年分）	16
資料 6 海上環境事犯法令別送致件数（過去 5 年分）	16

はじめに

海上保安庁では、海洋環境を保全するため、「未来に残そう青い海」をスローガンに、巡視船艇や航空機により我が国周辺海域における油、有害液体物質、廃棄物等に関する海洋汚染の監視・取締りを実施するとともに、海上保安協力員等の民間ボランティア、一般市民からの緊急通報用電話番号「118番」による通報を基に調査・確認・取締りを行うことにより、海洋汚染の実態を把握し、効果的な対策を講じることで海洋汚染の未然防止を図っています。

また、油等の排出による被害を防止するための海事・漁業関係者を対象とした取組みや海洋環境保全思想の普及を図るための一般市民を対象とした取組みも実施しています。

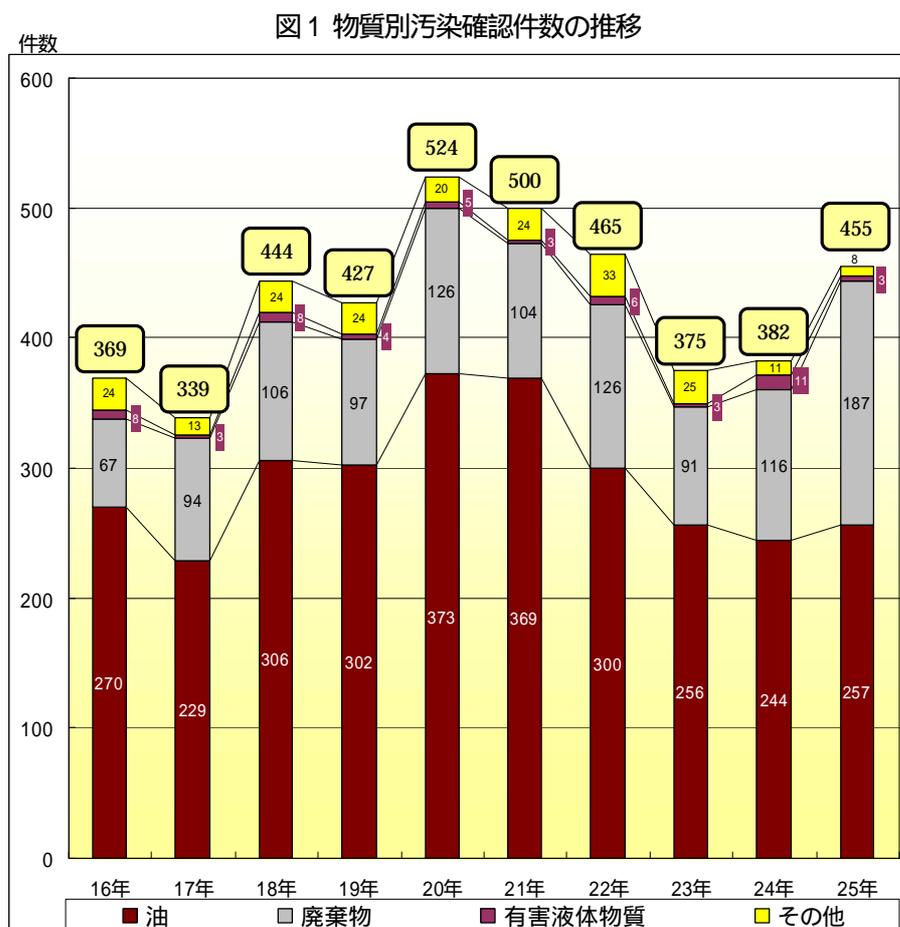
平成25年の海洋汚染の現状は次のとおりです。

海洋汚染の発生確認状況

1 物質別汚染確認件数の推移（P12、資料1参照）

平成25年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染発生件数（以下「汚染確認件数」という。）は455件で、前年（382件）に比べ73件増加しました。

汚染物質別に見ると、油による汚染が257件で前年（244件）に比べ13件増加、廃棄物による汚染が187件で前年（116件）に比べ71件増加、有害液体物質による汚染が3件で前年（11件）に比べ8件減少、その他（工場排水等）による汚染が8件で前年（11件）に比べ3件減少しました。



これまで掲載していました赤潮・青潮の確認件数につきましては、平成25年以降は、その掲載を取り止めることとしました。

2 海域別汚染確認件数 (P13、資料2 参照)

海域別では、本州東岸が91件(前年47件)と最も多く全体の20%を占め、次いで日本海沿岸が69件(前年61件)、伊勢湾63件(前年47件)と続いています。

油による汚染は、大きな増減のあった海域はありませんでしたが、廃棄物による汚染は、本州東岸と伊勢湾での大幅な増加が目立ちます。

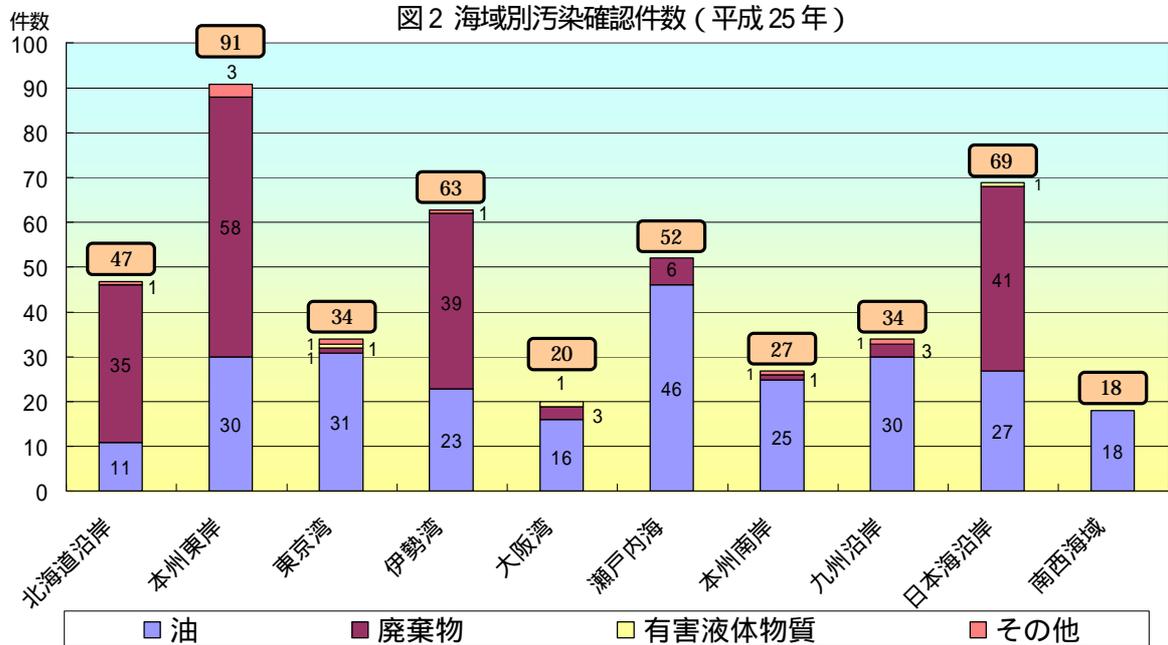
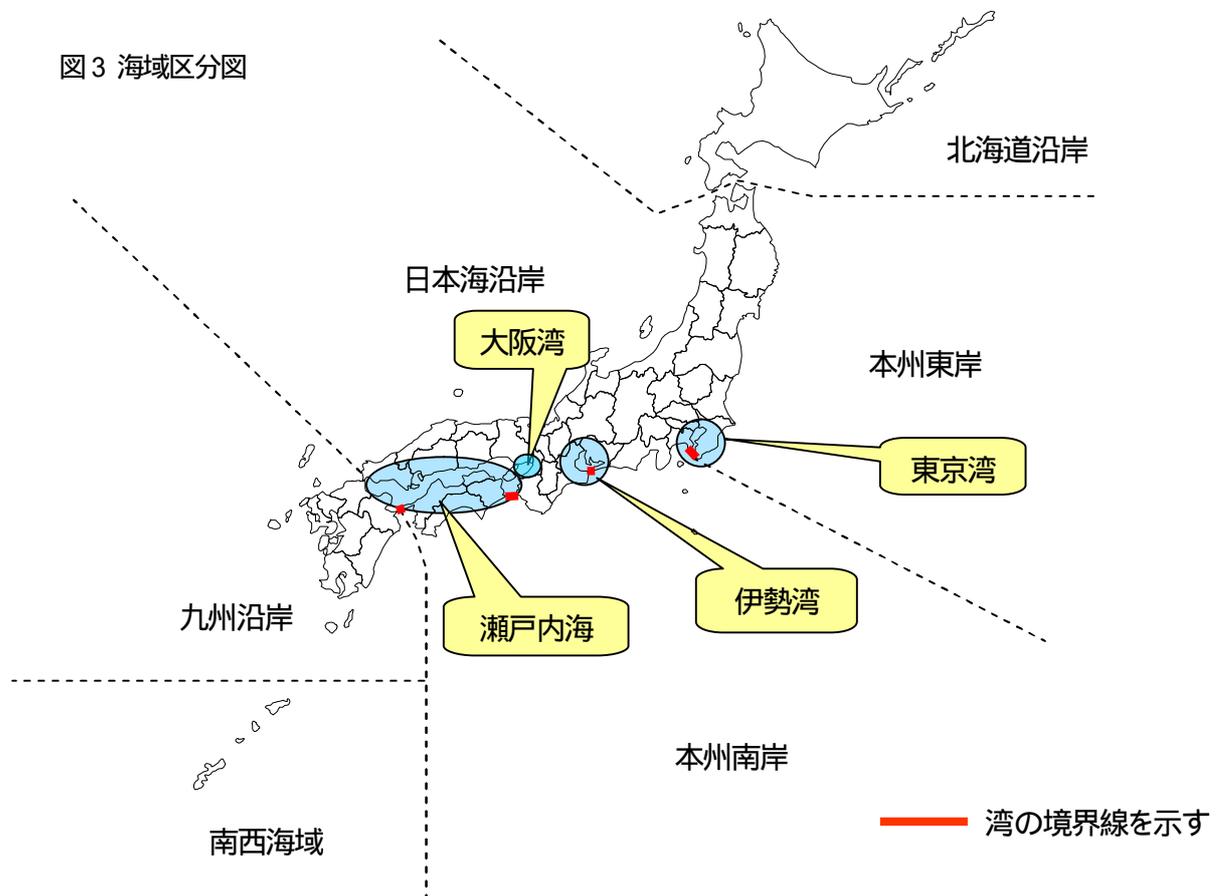


図3 海域区分図



3 排出源別汚染確認件数（ P14、資料3参照 ）

図4・図5は、「船舶」・「陸上」等の排出源別の汚染確認件数を表したものです。

油による汚染のうち、船舶から排出されるものが155件(前年157件)60%と最も多く、油以外のものによる汚染では陸上からのものが最も多く158件(前年102件)80%で、そのうち廃棄物の不法投棄が151件(前年89件)と多数を占めています。

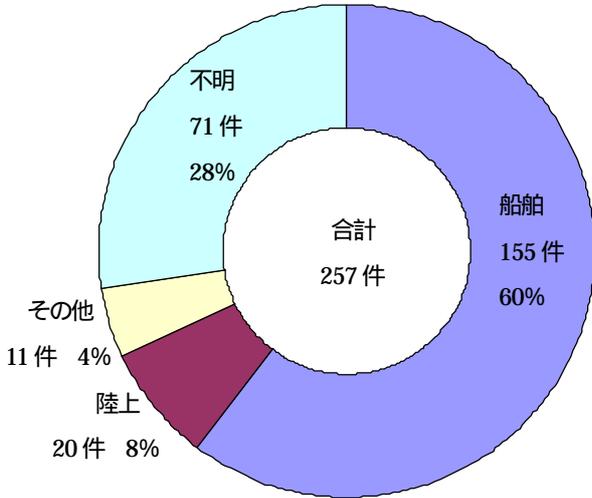


図4 油による汚染

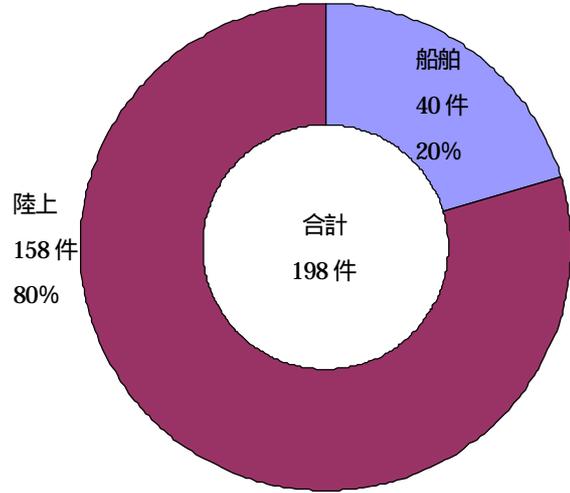


図5 油以外のものによる汚染

4 原因別汚染確認件数（ P15、資料4参照 ）

図6・図7は、海洋汚染の原因となる「故意」・「取扱不注意」等の汚染確認件数を表したものです。

油による汚染の原因は、取扱不注意によるものが78件(前年82件)42%と最も多く、次いで、海難によるものが34件(前年33件)、故意によるものが29件(前年24件)と続いています。

油以外のものによる汚染の原因では、故意によるものが193件(前年123件)97%を占めています。

* 排出源が判明したもののみを対象としている。

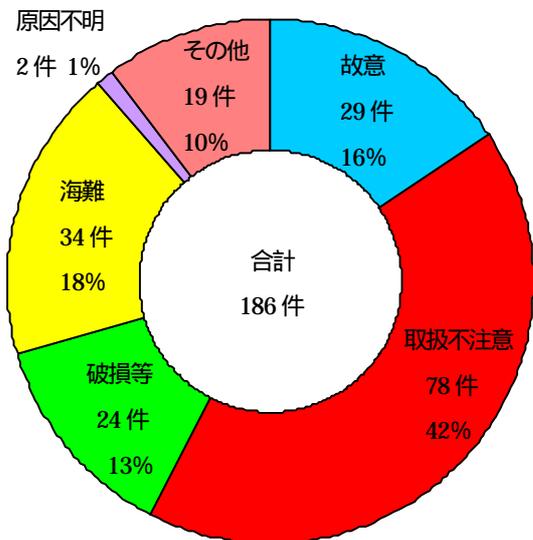


図6 油による汚染

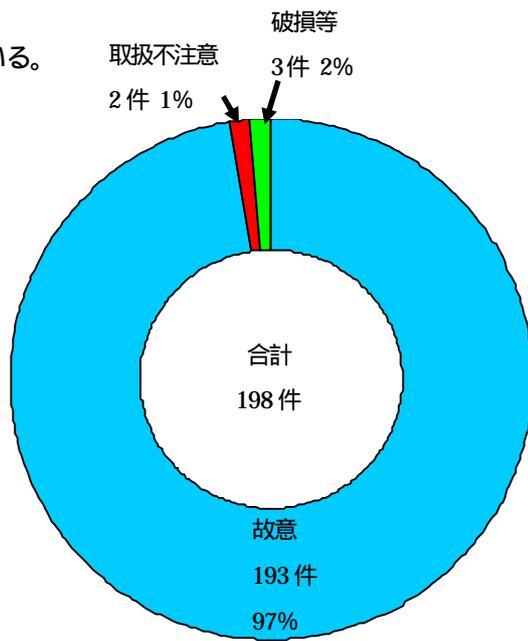


図7 油以外のものによる汚染

5 外国船舶による海洋汚染等の状況（ P16、資料5 参照 ）

外国船舶による汚染確認件数

平成25年に我が国周辺海域において確認した汚染確認件数 455 件のうち、外国船舶によるものは 21 件（前年同数）でした。

このうち 19 件が油による汚染であり、海域別にみると、我が国領海内が 17 件（前年 15 件）、領海外（排他的経済水域又は公海）が 2 件（前年 4 件）でした。

国籍別では、カンボジアが 5 件で最も多く、次いでパナマが 3 件でした。

原因別では、取扱不注意によるものが 11 件で全体の 52% を占めています。

また、船舶に起因する汚染確認件数 195 件（前年 191 件）のうち、外国船舶の占める割合は 11%（前年 11%）でした。

ボンド制度（担保金制度）適用件数

平成 25 年にボンド制度を適用したのは 13 件（前年 11 件）でした。

これを海域別に見ると、我が国領海内が 12 件（前年 11 件）、排他的経済水域が 1 件（前年 0 件）でした。

また、国籍別では、カンボジア 4 件、パナマ 3 件、ベリーズ 1 件、インド 1 件、シンガポール 1 件、ツバル 1 件、バヌアツ 1 件、ニウエ 1 件となっています。

ボンド制度（担保金制度）とは、我が国の内水、領海及び排他的経済水域において、一定の条件の下に、油排出等の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下、「海防法」という。）」違反を行った外国船舶に適用され、担保金の提供により、早期に被疑者及び船体等を釈放・返還される外国船舶の航行の利益に配慮した制度です。

旗国通報件数

我が国の法令を適用できない公海等での外国船舶による油等の排出については、国際条約に基づき、当該船舶の旗国に対して違反事実の通報を行い適切な措置を求める旗国通報制度を適用することとしています。（平成 25 年は、旗国通報 0 件）

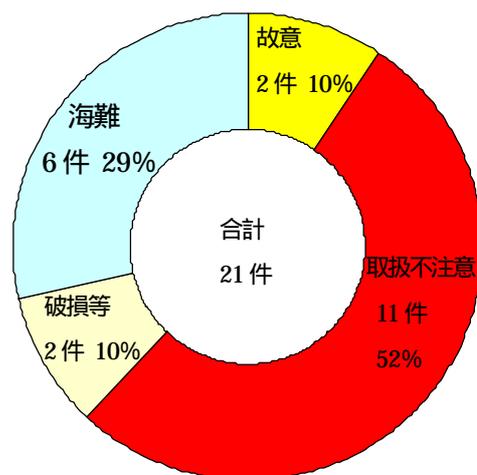


図 8 外国船舶による原因別汚染確認件数

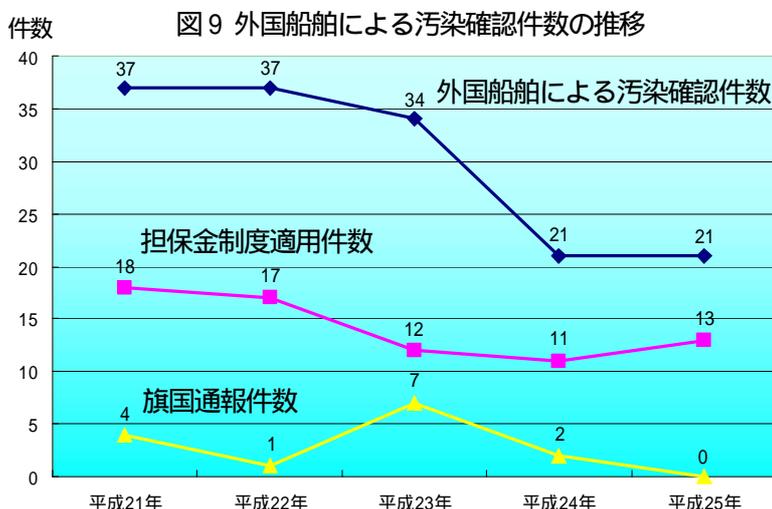


図 9 外国船舶による汚染確認件数の推移

6 平成 25 年の汚染確認状況の特徴

平成 25 年の汚染確認件数は、前年より 73 件の増加となり、物質別では廃棄物による汚染の 71 件もの増加が顕著なものとなっています。

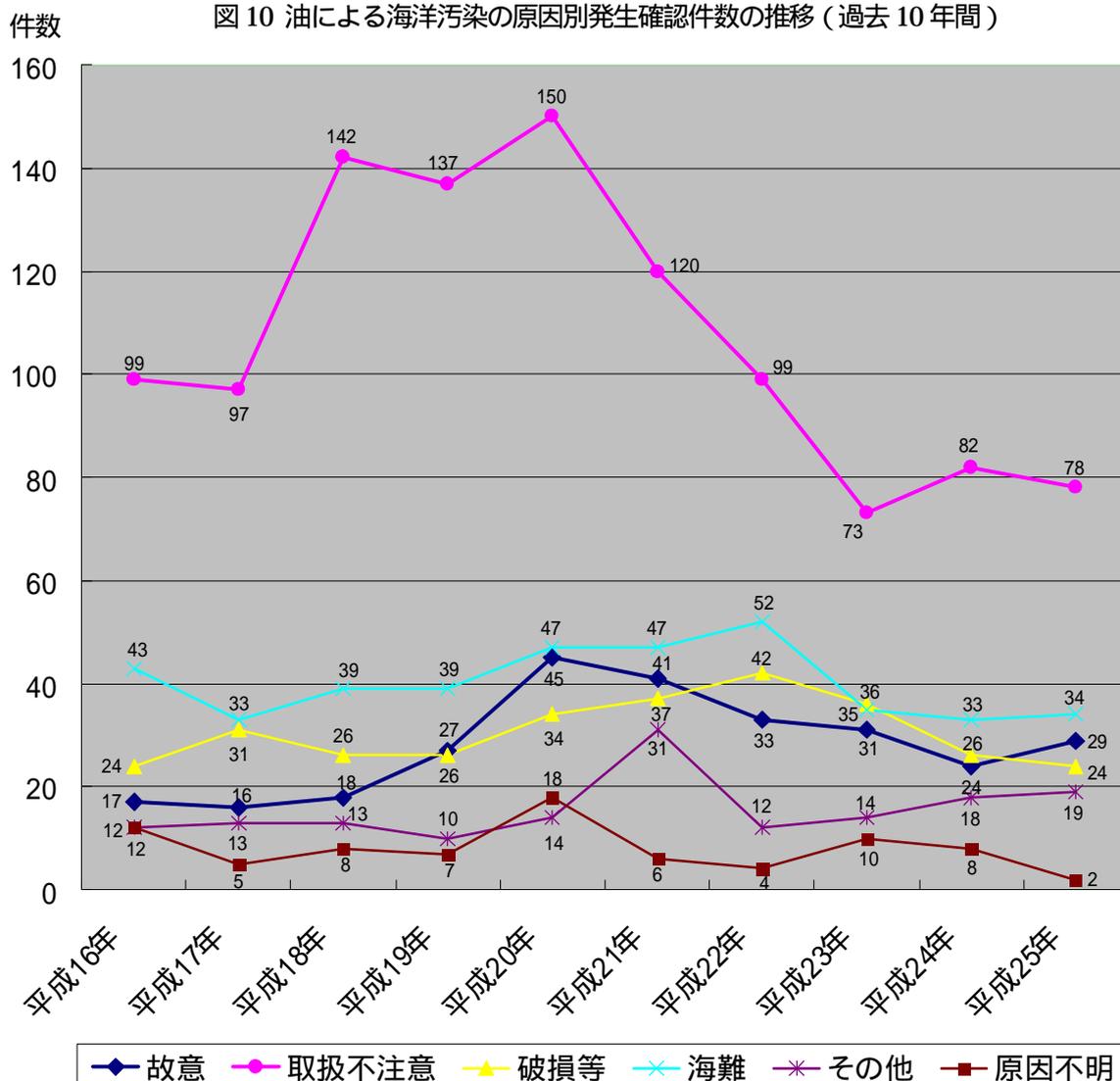
廃棄物による汚染を排出源別に見ると、船舶からの排出では、昨年に引き続き、漁船からの不法投棄が 30 件と 83%を占め、陸上からの排出では、一般市民による不法投棄が 76 件で 50%、漁業関係者による不法投棄が 58 件となっています。

漁業関係者にとっては、廃棄物による汚染のうち、船舶・陸上を合わせて 88 件（前年 33 件）47%を占めており、この増加傾向が顕著なものとなっています。

一方、油による汚染を排出源別に見ると、船舶を排出源とする汚染が 155 件と 60%を占めており、種類別では、漁船からの排出が 43 件（28%）、次いで、貨物船が 23 件（15%）となっていますが、この他に、「その他」に分類されているプレジャーボートや作業船の割合が高くなってきているのが、近年の傾向です。

また、汚染確認件数を原因別に見ると、廃棄物による汚染は全て故意によるものであり、油による汚染は取扱不注意が 78 件（42%）、故意が 29 件（16%）と、この 2 つで過半数を占めている傾向に変化はなく、海洋汚染の大半が人為的要因により発生していることを示しています。

図 10 油による海洋汚染の原因別発生確認件数の推移（過去 10 年間）



監視・取締りの状況 (P16、資料6 参照)

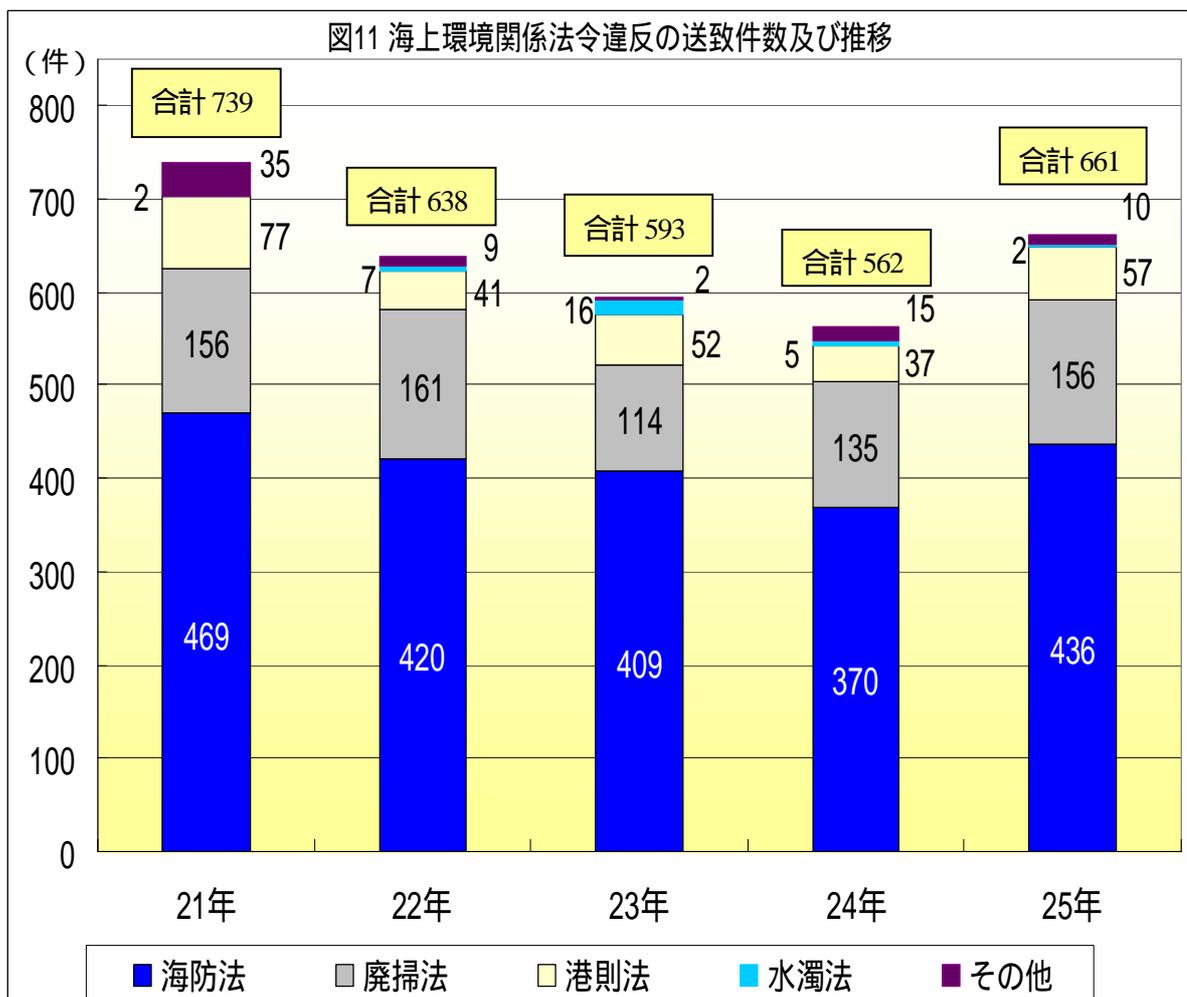
海上環境関係法令違反については、依然として適正な処理費用等を惜しんでの船舶からの油等の不法排出、廃棄物・廃船の不法投棄事犯が多く確認され、廃船にあっては船名・船舶番号等を隠匿するなど、悪質・巧妙な手口が見受けられます。

海上保安庁では、引き続き関係機関や地域住民と連携・協力して、港内等における油や汚染水の不法排出事犯や廃棄物の不法投棄事犯の実態を把握するとともに、航空機の広域監視能力を活用し、外国船舶による油等の不法排出事犯の監視を効率的に実施するなどして、海上環境事犯の取締りに取り組んでまいります。

1 海上環境関係法令違反の送致件数及び推移

平成 25 年に送致した海上環境関係法令違反件数は 661 件で、前年 (562 件) に比べ 99 件 (18%) 増加しました。

送致件数を法令別にみると、海防法違反が 436 件 (66%) と大半を占め、次いで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)違反が 156 件 (24%)、「港則法」違反が 57 件 (9%)、「水質汚濁防止法」(以下「水濁法」という。)違反が 2 件 (0.3%) 等となっています。

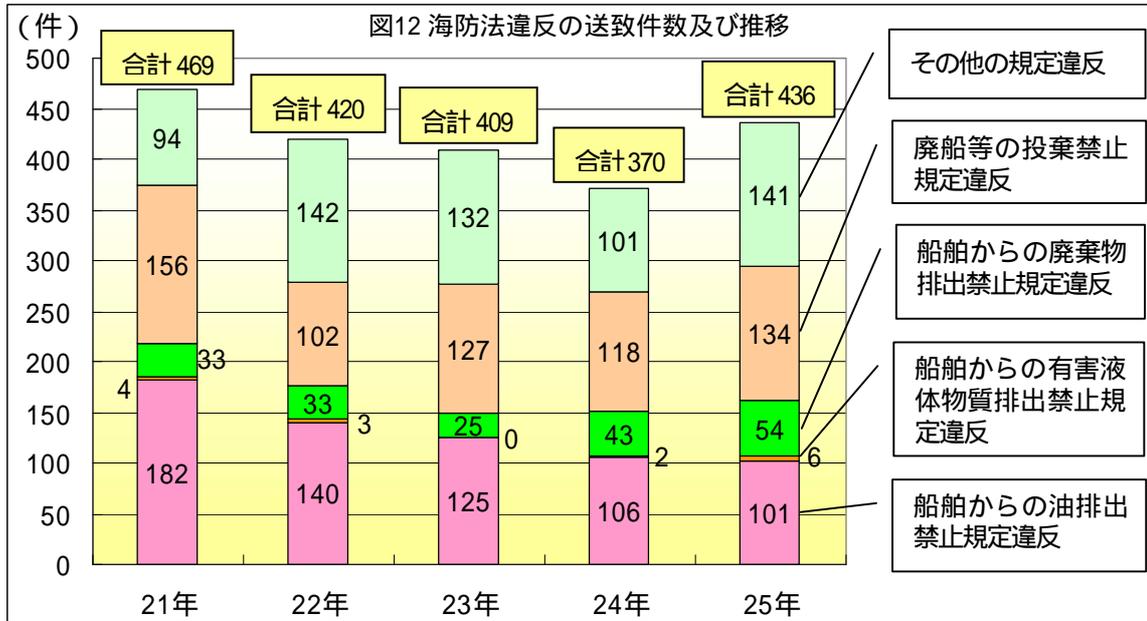


2 海防法違反の送致件数及び推移

海防法違反の送致件数内訳を見ると、廃船の不法投棄が最も多く134件(31%)となっています。

次いで船舶からの油の不法排出が101件(23%)で、このうち、故意による油の排出が29件(前年比5件減)、過失による油の排出が72件(前年同数)となっています。

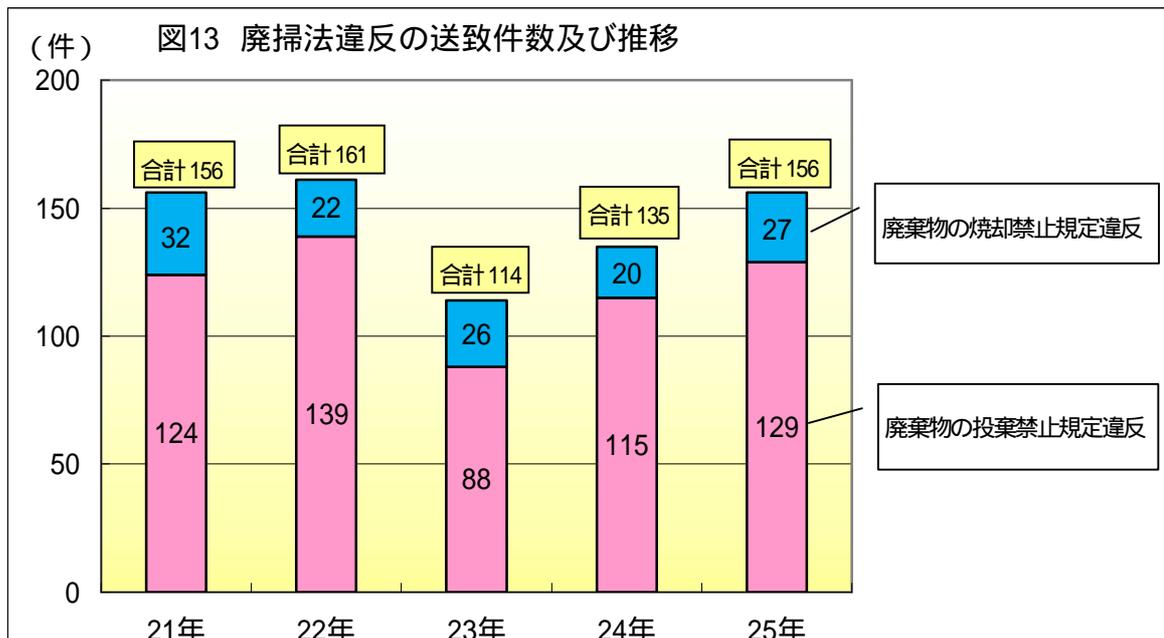
船舶からの廃棄物の不法投棄が54件(12%)で、このうち、漁船からの廃棄物(漁業系残さ)の不法投棄が最も多く39件(前年比9件増)となっています。



3 廃掃法違反の送致件数及び推移

廃掃法違反の送致件数内訳を見ると、廃棄物の不法投棄が129件(83%)で、廃棄物の不法焼却が27件(17%)となっています。

廃棄物の不法投棄のうち、漁業関係者による漁業系残さや一般人による家庭ごみの不法投棄が多くなっています。

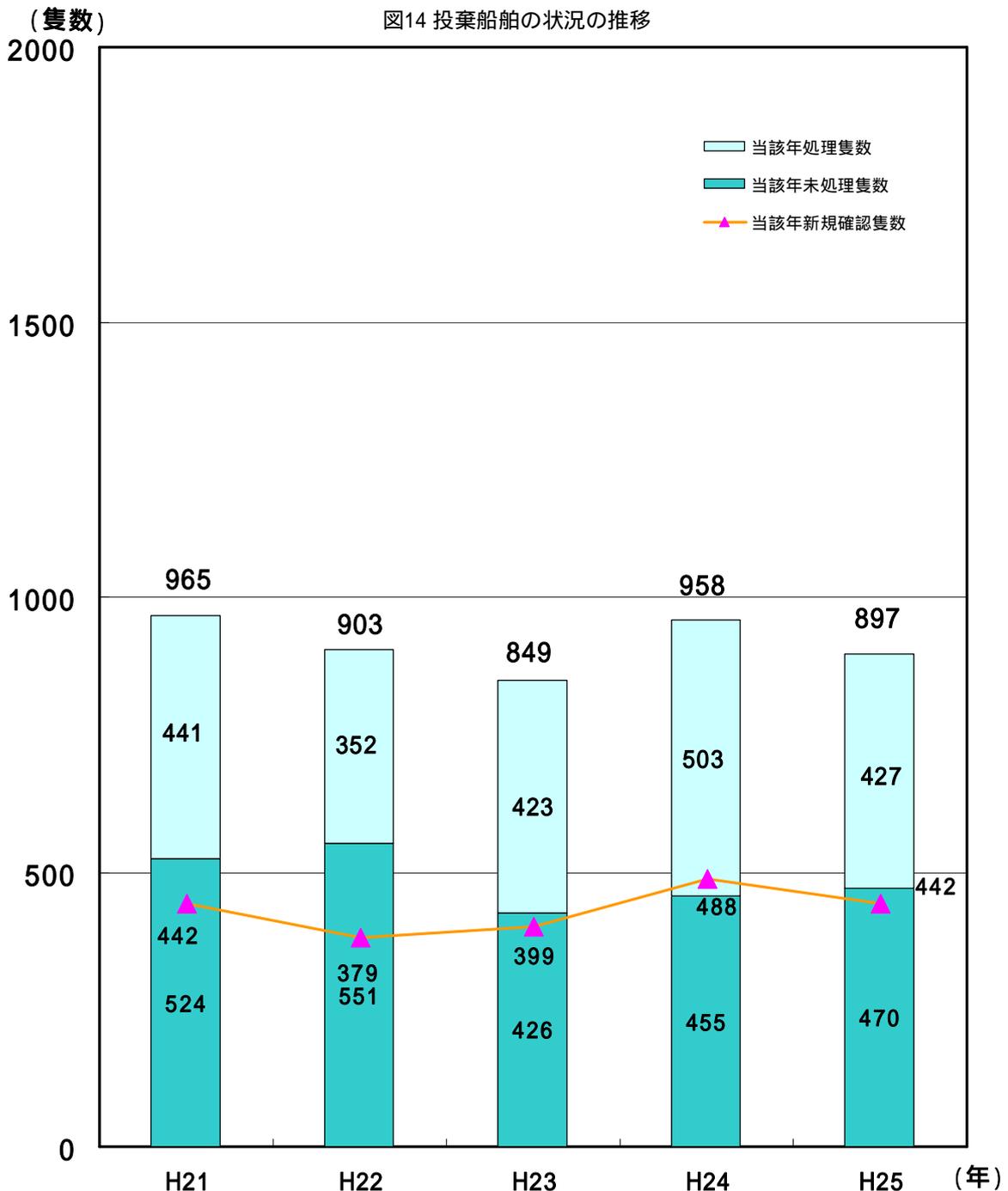


投棄船舶（廃船）の確認状況等

海上保安庁が平成 25 年に確認している投棄船舶（廃船）は 897 隻（うち平成 25 年に新たに確認した投棄船舶（以下「新規確認船舶」という。）は 442 隻）で、このうち処理された船舶は全体の 48%にあたる 427 隻（うち新規確認船舶 365 隻）、未処理の船舶は 470 隻（うち新規確認船舶 77 隻）となっています。

また、新規確認船舶 442 隻は前年の 488 隻に比べ 46 隻減少しています。

一方、海上保安庁は、上記 897 隻の内 317 隻（うち新規確認船舶 67 隻）に対して「廃船指導票」の貼付による指導を行い、このうち 65 隻（うち新規確認船舶 50 隻）が処理されました。



海洋汚染事例

平成 25 年における海洋汚染の事例を紹介します。

1 は、外国貨物船の乗組員が燃料油を移送中、過失により大量の燃料油を海域へ排出した事例です。

2 は、船名を隠蔽のうえ沖合まで船体を運んで投棄した、廃船の処理費用を惜しんだ、悪質・巧妙な手口で不法投棄した事例です。

3 は、多数の漁業者が、養殖ほたて貝残さの処分費用や集積場に運ぶ手間を惜しんで不法投棄した事例です。

1 油を不法排出した

カンボジア籍貨物船乗組員を検挙

平成 25 年 2 月 6 日、千葉港内において、カンボジア籍貨物船(総トン数 2,996 トン 乗組員 12 名)の乗組員が、同船内において燃料タンクから発電機用サービスタンクに燃料油(A 重油)を移送中、移送用ポンプの停止を失念したことにより、同サービスタンクが満杯となって溢れだし、燃料(A 重油)約 115 リットルを海域に排出したことから、同乗組員を海防法違反容疑で検挙しました。



2 船名を隠蔽して廃船を不法投棄した漁業者を逮捕

平成 25 年 3 月、有明海において、船名を黒色塗料で塗り潰し、ドリル等で穴を開けた廃船を不法投棄した漁業者を、海防法違反容疑で逮捕しました。

本事件は、不要となった廃船を不法投棄するため、船体に穴を開けて沈没させることを画策し、また、万一船体が発見されたとしても、船名等が判明しないよう黒色塗料で塗り潰す等の隠蔽工作を行ったもので、極めて悪質な船舶投棄事犯でした。



3 養殖ほたて貝残さを不法投棄した漁業者 20 名を検挙

平成 25 年 5 月・6 月、青森県内の漁港において、岸壁等から養殖ほたて貝残さを投棄した漁業者 11 名を廃掃法違反で検挙、青森県内の漁港沖合海域に漁船を使用して養殖ほたて貝残さを投棄した漁業者 9 名を海防法違反容疑で検挙しました。



海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況

海洋汚染の発生原因は人為的要因によるものが多数を占めているのが現状であり、これを防止するためには、国民一人一人の海洋環境保全に関する意識の高揚が必要不可欠です。

このため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会等の指導活動、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室等の啓発活動を、ボランティアとも連携しつつ実施しています。

平成 25 年における主な活動の実施状況は次のとおりです。

海洋環境保全講習会	158 回 (4,823 名)
訪船指導	3,929 隻
訪問指導	2,741 ケ所
海洋環境保全教室	427 回 (30,474 名)

以下に、その取組事例の一部を紹介します。

1 海洋環境保全講習会の実施

漁業・海運業等といった事業活動及びマリンレジャー活動等、活動分野別に対象者を特定して、海上環境関係法令の規定内容、当庁の取組み状況及び海洋汚染の現状等の情報提供を行うことにより、海洋環境保全のための遵法精神の高揚並びに同業務への理解及び協力を促進することを目的に講習会を開催しています。



2 訪船指導の実施

油による汚染原因の過半数を、バルブ操作ミス等の機器取扱不注意と故意による不法排出が占めている現状に鑑み、貨物船、漁船や工事に従事している作業船等の船舶を個別に訪問し、油等の不法排出防止のための技術的な指導並びに廃油・廃棄物及び廃船の適正処理等についての指導を行っています。



3 海洋環境保全教室の実施

一般市民を対象とした海洋環境保全教室では、受講者が遵守すべき海上環境関係法令のルールについて、漂着ゴミ分類調査、環境紙芝居の上演、簡易水質検査を織り交ぜるなど、創意工夫した手法を用いて分かり易く説明し、受講者の年齢構成に応じた、効率的かつ効果的な講習会を実施しています。



まとめ

平成 25 年は、汚染確認件数、海上環境関係法令違反とともに、廃棄物に関する件数の増加が見られ、これまで続いた漸減傾向から一転して増加傾向を示す結果となりました。

廃棄物についての海域別汚染確認件数では、本州東岸及び伊勢湾における増加が顕著であります。一方、油についての原因別汚染確認件数では、その傾向に変化は無く、依然として、取扱不注意及び故意といった人為的要因が大半を占めている現状が示されています。

海洋環境保全のための取り組みとしては、これまでの統計結果から、油による汚染の原因者の過半数が海事・漁業関係者であることを勘案し、平成 24 年の実績を上回る海洋環境保全講習会、訪船指導及び訪問指導を実施しました。

また、廃棄物による汚染の原因者の略半数が一般市民であることを勘案し、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室を、教育機関、公共施設及び大型商業施設にて、ボランティア等と協働して開催しました。

その効果の一例として、一般市民から当庁への通報が監視・取締りに寄与しており、国民の間に、海洋環境保全思想が着実に浸透しつつあることがうかがえます。

こうした現状に鑑み、海上保安庁では、今後も、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、地域における海洋汚染の現状を踏まえた指導・啓発活動により、海事・漁業関係者及び一般市民の海洋環境保全に係る遵法精神の高揚を図るとともに、監視・取締りを適切に実施して、指導・取締りの両面から、さらなる海洋環境保全対策に取り組んでまいります。

資料1 物質別汚染確認件数(過去10年分)

		油	廃棄物	有害液体 物質	その他	合計	前年比
16年	件数	270	67	8	24	369	70%
	割合	73.2%	18.2%	2.2%	6.5%		
17年	件数	229	94	3	13	339	92%
	割合	67.6%	27.7%	0.9%	3.8%		
18年	件数	306	106	8	24	444	131%
	割合	68.9%	23.9%	1.8%	5.4%		
19年	件数	302	97	4	24	427	96%
	割合	70.7%	22.7%	0.9%	5.6%		
20年	件数	373	126	5	20	524	123%
	割合	71.2%	24.0%	1.0%	3.8%		
21年	件数	369	104	3	24	500	95%
	割合	73.8%	20.8%	0.6%	4.8%		
22年	件数	300	126	6	33	465	93%
	割合	64.5%	27.1%	1.3%	7.1%		
23年	件数	256	91	3	25	375	81%
	割合	68.3%	24.3%	0.8%	6.7%		
24年	件数	244	116	11	11	382	102%
	割合	63.9%	30.4%	2.9%	2.9%		
25年	件数	257	187	3	8	455	119%
	割合	56.5%	41.1%	0.7%	1.8%		

資料2 海域別汚染確認件数(過去5年分)

(単位:件)

年	種類	海 域										合 計	
		北海道沿岸	本州東岸	東京湾	伊勢湾	大阪湾	瀬戸内海 大阪湾を除く	本州南岸	九州沿岸	日本海沿岸	南西海域		
21	油	66	47	59	19	4	60	30	48	23	13	369	
	油以外	有害液体物質	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3
		廃棄物	26	16	2	23	3	2	9	7	15	1	104
		その他	8	1	2	0	0	4	0	9	0	0	24
		小計	34	17	4	23	3	8	10	16	15	1	131
計	100	64	63	42	7	68	40	64	38	14	500		
22	油	39	46	32	10	10	66	23	24	30	20	300	
	油以外	有害液体物質	0	0	0	1	0	4	0	0	1	0	6
		廃棄物	36	27	0	33	1	4	6	5	12	2	126
		その他	3	3	3	4	0	6	2	2	10	0	33
		小計	39	30	3	38	1	14	8	7	23	2	165
計	78	76	35	48	11	80	31	31	53	22	465		
23	油	17	23	37	12	16	56	22	25	27	21	256	
	油以外	有害液体物質	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	3
		廃棄物	22	0	0	21	0	11	8	9	17	3	91
		その他	3	1	1	0	1	4	0	3	12	0	25
		小計	25	1	1	23	1	15	8	12	29	4	119
計	42	24	38	35	17	71	30	37	56	25	375		
24	油	12	27	34	18	14	38	18	34	27	22	244	
	油以外	有害液体物質	0	2	1	3	2	3	0	0	0	0	11
		廃棄物	29	16	0	23	2	6	4	3	32	1	116
		その他	3	2	0	3	0	1	0	0	2	0	11
		小計	32	20	1	29	4	10	4	3	34	1	138
計	44	47	35	47	18	48	22	37	61	23	382		
25	油	11	30	31	23	16	46	25	30	27	18	257	
	油以外	有害液体物質	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3
		廃棄物	35	58	1	39	3	6	1	3	41	0	187
		その他	1	3	1	1	0	0	1	1	0	0	8
		小計	36	61	3	40	4	6	2	4	42	0	198
計	47	91	34	63	20	52	27	34	69	18	455		

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料3 排出源別汚染確認件数(過去5年分)

(単位:件)

年	排出源 種類	判 明										不 明	合 計		
		船					陸 上								
		貨 物 船	タン カー	漁 船	そ の 他	小 計	事 業 者	漁 業 関 係 者	そ の 他	小 計	そ の 他			計	
21	油	41	30	82	89	242	10	3	21	34	6	282	87	369	
	油 以 外	有害液体物質	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	3
		廃棄物	7	0	17	4	28	17	18	39	74	1	103	1	104
		その他	12	0	0	0	12	6	0	2	8	1	21	3	24
		小計	19	3	17	4	43	23	18	41	82	2	127	4	131
計	60	33	99	93	285	33	21	62	116	8	409	91	500		
22	油	38	27	76	61	202	15	0	20	35	5	242	58	300	
	油 以 外	有害液体物質	0	3	0	0	3	3	0	0	3	0	6	0	6
		廃棄物	2	0	14	2	18	14	42	52	108	0	126	0	126
		その他	2	0	2	7	11	9	2	9	20	0	31	1	32
		小計	4	3	16	9	32	26	44	61	131	0	163	1	164
計	42	30	92	70	234	41	44	81	166	5	405	59	464		
23	油	36	16	66	45	163	12	0	18	30	6	199	57	256	
	油 以 外	有害液体物質	0	1	0	0	1	2	0	0	2	0	3	0	3
		廃棄物	5	0	1	2	8	9	17	47	73	10	91	0	91
		その他	1	0	1	8	10	7	0	8	15	0	25	0	25
		小計	6	1	2	10	19	18	17	55	90	10	119	0	119
計	42	17	68	55	182	30	17	73	120	16	318	57	375		
24	油	28	13	55	61	157	20	0	3	23	11	191	53	244	
	油 以 外	有害液体物質	0	5	0	0	5	6	0	0	6	0	11	0	11
		廃棄物	3	0	22	0	25	14	11	64	89	1	115	1	116
		その他	1	0	2	1	4	4	2	1	7	0	11	0	11
		小計	4	5	24	1	34	24	13	65	102	1	137	1	138
計	32	18	79	62	191	44	13	68	125	12	328	54	382		
25	油	23	14	43	75	155	16	2	2	20	11	186	71	257	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	3	0	3
		廃棄物	4	0	30	2	36	17	58	76	151	0	187	0	187
		その他	2	0	0	2	4	4	0	0	4	0	8	0	8
		小計	6	0	30	4	40	24	58	76	158	0	198	0	198
計	29	14	73	79	195	40	60	78	178	11	384	71	455		

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料4 原因別汚染(排出源不明のものを除く)確認件数
(過去5年分)

(単位:件)

年	原因		故意	取扱不注意	破損等	海難	その他	原因不明	合計
	種類								
21	油		41	120	37	47	31	6	282
	油以外	有害液体物質	1	1	0	1	0	0	3
		廃棄物	102	0	0	0	1	0	103
		その他	12	3	2	0	3	1	21
		小計	115	4	2	1	4	1	127
	計		156	124	39	48	35	7	409
22	油		33	99	42	52	12	4	242
	油以外	有害液体物質	0	2	3	0	1	0	6
		廃棄物	125	1	0	0	0	0	126
		その他	15	8	4	0	2	3	32
		小計	140	11	7	0	3	3	164
計		173	110	49	52	15	7	406	
23	油		31	73	36	35	14	10	199
	油以外	有害液体物質	0	0	1	0	2	0	3
		廃棄物	90	0	1	0	0	0	91
		その他	20	1	1	0	3	0	25
		小計	110	1	3	0	5	0	119
計		141	74	39	35	19	10	318	
24	油		24	82	26	33	18	8	191
	油以外	有害液体物質	2	4	4	0	1	0	11
		廃棄物	112	0	0	0	2	1	115
		その他	9	0	1	0	1	0	11
		小計	123	4	5	0	4	1	137
計		147	86	31	33	22	9	328	
25	油		29	78	24	34	19	2	186
	油以外	有害液体物質	0	1	2	0	0	0	3
		廃棄物	187	0	0	0	0	0	187
		その他	6	1	1	0	0	0	8
		小計	193	2	3	0	0	0	198
計		222	80	27	34	19	2	384	

- (注) 1. この表は、排出源が判明したもののみを対象としている。
2. 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料5 外国船舶による海洋汚染等の状況（過去5年分）

単位(件)

			21年	22年	23年	24年	25年
海発 洋生 確汚 認染 件 の 数	油による汚染	日本の領海内	28	28	27	15	17
		日本の領海外	6	8	5	4	2
		小計	34	36	32	19	19
	油以外のものによる汚染		3	1	2	2	2
	合計		37	37	34	21	21
	(船舶起因の汚染に占める外国船舶の割合)		(13%)	(16%)	(19%)	(11%)	(11%)
担保金制度適用件数			18	17	12	11	13
旗国通報件数			4	1	7	2	0

資料6 海上環境事犯法令別送致件数（過去5年分）

単位(件)

令名	区分	違反事項	送致件数				
			21年	22年	23年	24年	25年
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	船舶からの油排出禁止規定違反		182	140	125	106	101
	船舶からの有害液体物質排出禁止規定違反		4	3	0	2	6
	船舶からの廃棄物排出禁止規定違反		33	33	25	43	54
	廃船等の投棄禁止規定違反		156	102	127	118	134
	その他の規定違反		94	142	132	101	141
	小計		469	420	409	370	436
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の投棄禁止規定違反等		124	139	88	115	129
	廃棄物の焼却禁止規定違反		32	22	26	20	27
水質汚濁防止法	排水基準に適合しない排出水の排出禁止規定違反等		2	7	16	5	2
港則法	廃物投棄禁止、貨物の脱落防止設備規定違反等		77	41	52	37	57
その他の法令	都道府県漁業調整規則違反等		35	9	2	15	10
合計			739	638	593	562	661